招 集 期 日	令 利	令 和 5 年 7 月 26 日 (水) 会議の場所 301会議室				養室					
会議の時刻	開	会の時刻 午後3時00分				開名	会 者	教	育	長	
及び宣告者	閉	会の時刻	午後	4 時 40 分	•		閉る	会 者	教	育	長
	委	員	出	席	状	沥	2				
氏	名	摘	要	氏			名		摘	萝	至
秋 本 文 子 教	育 長	出	席	平	予博	之	委	員	出	F	芾
柿沼拓弥教育長職務	代理者	扭	席	駒	睪 幸	浩	委	員	出	F	方
髙 瀬 賢 一	委 員	扭	席								
議事参与者及び	細村学	校教育部長	栗原生	涯学習部是	ē 米	:花教育	育総務	課長	蓮見学	蓮見学校教育課長	
説明のための出席者	田中学校約	食センター所長	佐藤生	涯学習課.	長根	岸スポー	ーツ振興	課長	阿久津図書館	阿久津図書館長兼郷土資料館長	
書記名	教育総	務課総務係	小林						傍聴	人 1	名
会議事件名			Ų	(ん		末				
開会	教育総務部 教育 育 育 長 長	(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)(イ)	恵	育委員会 の会議は かいて出席 さすること 図書の採着	する。 開 開 員 が 関 で 関	が原則) 3 分(きる。 するた	か 2 以 本日(以上の の日程	多数で請	義決し 議案簿	た場 第 39

会議事件名		てん末
日程第1	教育長	6月定例教育委員会の会議録について諮った。
前回会議録の承認		異議なしの声あり
	教育長	前回会議録は、承認された旨宣した。
	教育長	報告事項1について、学校教育部長及び生涯学習部長から説明を求めた。
日程第2報告事項1令和5年6月定例市議会提出(教育問について	学校教育部長	令和5年6月定例市議会提出、教育委員会関係、学校教育部所管部分について野中一城議員から「熱中症対策の推進について」一般質問があった。質問の3点目、「小・中学校の普通教室以外のエアコンの設置状況及び今後の予定について」である。令和4年度末における小学校の特別教室のエアコン設置状況は、108教室に対して設置済みが48教室であり、設置率は44.4%である。中学校では授業で使用する理科室、音楽室等の特別教室は、設置率100%である。学校体育館については、小・中学校ともエアコンを設置している体育館はない。今後の設置計画及び避難所として利用する学校体育館への設置の考え方については、校舎の大規模改造工事計画の進捗状況等を考慮しながら、設置について検討する。また、学校体育館へのエアコン設置については、学習環境の整備と防災機能の強化の観点からも重要であると認識している。しかし、学校施設に関しては、更なる校舎の改修やトイレの洋式化のほか、既に普通教室に設置したエアコンの将来的な更新など、今後も多額の整備費用が必要である。こうしたことから、学校体育館へのエアコン設置については、防災担当部署とも連携を図りつつ、他の学校施設を含め、総合的に検討し、優先順位を決定しながら整備していきたいと考えている。質問の4点目、「小・中学生の通学時の熱中症対策の取り組みについて」である。各学校へは校長研究協議会、教頭研究協議

会議事件名		てん末
		体的には、通学時にこまめに水分補給をすることや、日陰で休息をとること、また、積極的にマスクを外すことも指導している。さらに「まちのクールオアシス」について、児童生徒が積極的に利用するように、校長研究協会を通じて周知している。その他にも、小学校1・2年生のヘルメット通学について、暑い時期には帽子での通学を許可するなど、全ての小学校において、実態に応じた熱中症防止対策を講じている。質問の5点目、「部活動における熱中症対策の取り組みについて」である。活動前には生徒の体調を確認し、活動時はこまめな水分補給と休憩を取るよう指導している。また、熱中症の危険性を判断するために、暑さ指数を活用するとともに、熱中症警報アラート情報を収集し、活動の中止を踏まえ、適切に対応する措置を講じている。部活動においても、積極的にマスクを外すように指導している。その他にも、保健学習において、熱中症に関する知識や予防の仕方、熱中症になったときの手当て等についても学習していると答弁した。
	学校教育部長	昆佳子議員から、「自転車利用者のヘルメット着用義務化について」一般質問があった。 1点目、「羽生市としての自転車ヘルメット着用啓発」についてである。道路交通法の改正を受けた埼玉県教育委員会からの通知を受け、市内各小・中学校へ、ヘルメットの着用について啓発を図った。休日や夏休み中についても、これまで各小・中学校ごとの「生活のきまり」や「長期休業中の生活のきまり」等において啓発を行っている。また、各校で毎年行われる交通安全教室においても、警察や外部指導者等から、ヘルメット着用について指導いただいている。さらに、「交通事故の防止」の単元において、ヘルメット着用の大切さを児童生徒に伝えている。放課後や休日における自転車乗車時のヘルメット着用について、小学校では約9割、中学校では約8割という調査結果であると総務部長が答弁した。
	学校教育部長	小野田議員から、「いじめ問題について」一般質問があった。 1点目、「いじめ担当部署及びいじめ発生時の職員構成につい ついて」である。市教育委員会におけるいじめ問題を担当する

会議事件名	てん末
	職員は、学校教育課指導主事で、全員教員出身である。また、
	いじめの重大事態が発生した際は、第三者機関として、「いじめ
	問題調査審議会」で調査を行う。
	2 点目、「過去 5 年間の小・中学校の種類別発生件数と原因、
	解消件数について」である。件数については、記載のとおりで
	ある。解消できなかったいじめの件数は、年度内に解消できな
	かった数であり、その後、いじめは解消されたものもある。
	主ないじめ発生原因については、どの年度も、冷やかしやか
	らかい、悪口や脅し、嫌なことを言われるなどが多くなってい
	る。その一方で、パソコンや携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なこ
	とをされるが、年々増えてきている傾向にある。
	3 点目、「重大事態の発生件数と原因について」である。本市
	では、これまでいじめの重大事態として対処した事案は発生し
	ていない。
	4 点目、「いじめられた児童生徒への具体的な対応について」
	である。解消前の対応の第一歩として、何よりもいじめられた
	児童生徒の保護を最優先する。解消前の対応の第二歩として、
	いじめられた児童生徒のニーズを確認する。解決後の対応とし
	ては、いじめが解消している状態に至った後も、いじめられた
	児童生徒及び保護者への面談等を通して、継続的に確認してい
	< ∘
	5 点目、「いじめた児童生徒への具体的な対応について」であ
	る。解消前の対応として、いじめた児童生徒への指導及びいじ
	めた児童生徒といじめられた児童生徒との関係修復を図る。解
	消後の対応としては、いじめた児童生徒へのアセスメントと継
	続的な指導・支援である。
	6点目、「進学において内申書上でのフォローについて」であ
	る。埼玉県公立高等学校入学者選抜には、不登校の生徒などを
	対象とした特別な選抜制度がある。自己申告書を用いた特別な
	受験方法が認められている。内申書が不利に働かない制度であ
	る。
	7点目、「未然防止と早期発見、早期対応の取り組みについて」
	である。本市では、大きく9つの体制を整えている。1つ目は、
	いじめ未然防止教育の推進である。2つ目は、いじめに係るアン
	ケートの実施である。3つ目は、月3日以上欠席する児童生徒の

会議事件名		て ん 末
		把握である。4つ目は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置である。5つ目は、市の教育相談員の配置である。6つ目は、第三者機関としてのいじめ問題調査審議会の設置である。7つ目は、いじめ解決に向けたサポートチームの編成である。8つ目は、教職員の研修の充実である。9つ目は、顧問弁護士及びスクールロイヤーの活用である。市教育委員会としては、今後も引き続き、いじめを見逃さないという姿勢を全教職員が共有するとともに、「チーム学校」として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒1人1人が、いじめをしない態度・能力を身につけられるよう、各学校を指導していくと答弁した。
	学校教育部長	柳沢暁議員から、「生活困窮者支援について」一般質問があった。 1 点目、「就学援助の市税の滞納がある場合は、認定できない旨の改善について」及び2点目、「市税の滞納による支援制度を改めることについて」は、関連があり、一括して答弁した。本市における就学援助の認定基準は、羽生市就学援助費支給要綱の規定により、市税の滞納がないことを条件としている。しかしながら、保護者の負傷や疾病、本人の責めに帰すことのできない離職などにより、市税の滞納が生じてしまっている場合もある。こうした事情を考慮し、現在は、申請者に市税の滞納がある場合であっても、直ちに就学援助を不認定とすることはなく、収納課で市税の分納相談を行い、分割納付などがあった場合には、認定となる旨の通知文を申請者に送付している。就学援助制度の目的は、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を支給するものである。こうした状況を鑑み、市税の滞納がないことを就学援助の認定条件としていることについては、令和6年度の新入学児童生徒学用品費の入学前支給に係る申請から見直し、市税の滞納を条件とはせずに認定していく。3点目、「生活困窮者を助ける窓口対応について」である。親身な対応に努めているが、今後はより一層、就学援助を受けられる基準について丁寧に説明し、相談に来られた方に寄り添って対応していくと答弁した。

会議事件名		てん末
	学校教育部長	島村勉議員から、「羽生市に居住する外国人の対応について」
		一般質問があった。
		質問の3点目、「学校における外国人の対応について」である。
		1 つ目、「外国人の受け入れについて」である。文部科学省で
		は、外国人の子どもには我が国の義務教育への就学義務はない
		が、公立の義務教育学校へ就学を希望する場合は、国際人権規
		約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れる。そ
		して教科書の無償配布及び就学援助を含め、日本人と同一の教
		育を受ける機会を保障するとしている。よって、本市において
		も、保護者が就学を希望する場合、受け入れは必須となる。な
		お、受入れについては、日本人児童生徒と同様の対応となるた
		め、原則居住地の通学区の学校に就学となる。
		2 つ目、「言語・会話等の状況について」である。令和 5 年 6
		月 14 日現在、市内小・中学校に在籍する外国人児童生徒数は、
		小学生 82 名、中学生 29 名、合計 111 名で、日本語指導を必要
		とする外国人児童生徒数は、小学生 52 名、中学生 21 名、合計
		73 名である。これは、市内小・中学校に在学する外国人児童生
		徒数合計 111 名の内、65.8%である。
		3 つ目、「文化・信仰による給食の食材や礼拝等への配慮につ
		いて」である。保護者と相談のもと、文化や信仰に配慮して、
		個別に必要な対応をとっている。
		4つ目、「授業が遅れにつながることはないのかについて」で
		ある。授業が遅れてしまうことのないよう、授業者が指導の工
		夫や教材の準備等、各学校で取り組んでいる。市教育委員会と
		しては、学校への支援として県費負担の日本語指導教員を 2 名
		配置している。さらに羽生市では独自に会計年度任用職員とし
		て、日本語指導員を3名配置し、巡回支援をしている。
		5 つ目、「外国人保護者と学校のコミュニケーションの状況に
		ついて」でる。
		日本語や英語での意思疎通が難しい外国人保護者には、通訳
		ができる方にサポートをしていただいたり、各校 1 台配置して
		いる多言語対応翻訳機を使用したりしながら、コミュニケーシ
		ョンを図っている。また、市内小・中学校全校に配置している
		ALT が、学校から文章の英訳等を行うこともある。 苦慮している
		点は、15 か国語全ての言語に十分に対応しきれていないことで

会議事件名		てん末
		ある。 6つ目、「外国人を集めた日本語支援学級の設置について」である。日本語支援学級の設置については、学校専属の日本語指導教員の確保が大きな課題である。教職員の定数を決めるのは、埼玉県教育委員会であるので、県教育委員会に働きかけ、外国人児童生徒の割合が多い学校に、学校専属の日本語指導教員の配置を強く要望していくと答弁した。
	学校教育部長	島村勉議員から、「部活動の募集停止、休部、廃部に係る統一基準の制定について」一般質問があった。 初めに部活動における文部科学省及びスポーツ庁の見解についてである。部活動は教育課程外の活動ではあるけれども、教育的意義が高いことから、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動であるとしている。また、部活動の運営にあたり、校長は適正な数の部活動を設置することとなっている。さらに部活動の設置運営は、法令上の義務として求められるものではないとしている。 質問の1点目、「市内3中学校で統一した基準を作るべきについて」である。西中学校では、令和2年度に、保護者に、①2大会連続で単独チームとして大会出場できない場合、②所属人数が10人未満の場合、③所属人数が0人の学年がある場合、これら3つの条件のうち2つ以上を満たす場合は、令和4年度から募集停止とすることを通知した。市内3中学校長は、この西中学校の基準をベースに、市内統一の基準を作成する検討を始めている。しかしながら、部活動数に応じた教職員数が確保されている場合は、少人数部活動になっても継続は可能であると捉えている。 質問2点目、「関係団体との協議について」である。スポーツ競技団体及び関係各所への事前説明については、部活動の募集停止を考えている際には、スポーツ振興課とも連携を図り、該当の中学校から関係するスポーツ・競技団体へ事前
	学校教育部長	説明を行うように指導していくと答弁した。 丑久保恒行議員から、「教育環境の整備について」一般質問が あった。

会議事件名	てん素
	質問の2点目、「児童生徒の学力アップ及び教師の育成」につ
	いてである。
	「児童生徒の学力アップについて」である。市教育委員会で
	は、羽生市学力向上グランドデザインを策定し、学力向上に向
	けて様々な取組・支援を行っている。その結果、羽生市学力ア
	ップテストにおける全国と羽生市の平均正答率の差を令和元年
	度と令和 4 年で比較すると、全ての教科において、全国との差
	が縮まっており、全国を上回っている教科もある。これらの結
	果から、羽生市の学力は向上していると言える。
	「教師の育成について」である。市教育委員会では、様々な
	研修の機会を設け、教職員の育成を図っている。また、卓越し
	た指導力を発揮している教職員や学校教育に関して他の模範と
	なる実績を上げている教職員を表彰する制度を設けている。各
	学校では、校内授業研究会等を実施し、全教職員で授業改善に
	努めている。その他に、不祥事根絶を目指した「倫理確立委員
	会」「心肺蘇生法講習会」等を実施し、教職員の危機管理意識の
	向上についても取り組んでいる。また、教育支援担当・学力向
	上推進担当訪問では、各学校が公開授業や研究授業を行ってい
	る。授業後に、県教育委員会より授業の指導・助言をいただい
	ている。学校管理訪問では、主に管理職を対象とし、学校管理・
	運営の現状と課題等について、県教育委員会より指導・助言を
	いただいている。
	質問の4点目、「新郷第一小学校、新郷第二小学校の統廃合再
	検討について」である。
	小学校の再編成の基本方針に係る経緯については、令和4年3
	月に羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針を
	決定した。この基本方針では、西中学校区及び南中学校区の小
	学校の再編成については、ゼロベースで検討を継続していくこ
	ととしている。
	「新郷第一小学校、新郷第二小学校の再編成について」であ
	る。令和4年3月に決定された基本方針に基づき、令和5年2
	月に新たに羽生市立学校適正規模審議会を立ち上げた。委員の
	皆様が考える小学校の再編成の考え方について、現在意見交換

を行っているところである。そのため、新郷第一小学校、新郷 第二小学校を含め、どのような再編成となるか、また、学区が

会議事件名		てん末
	生涯学習部長	どのようになるかなど、具体的な方針は決まっていない。保護者や地域の方の理解を得られるよう丁寧に進めながら、令和 6年度末を目途に基本方針を示すことができるよう努めると答弁した。 中島直樹議員から、「図書館の盗難被害等の現状について」一
		般質問があった。 1点目、「蔵書点検の頻度」についてである。蔵書点検は、図書館が所蔵する図書等の資料全てについて、その存在の有無と保管場所の確認及び配列などの整理を行うもので、毎年度1回、1月中を目途に実施している。蔵書点検における作業量は膨大であり、1週間程度の休館対応を含み、概ね1か月を要し実施している。
		2点目、「過去5年間における盗難、損傷の冊数と金額の現状」 についてである。盗難の現状については、図書館において盗難 として認知している案件は、令和元年度に発生した1件のみで、 被害冊数が1,283冊、被害額は236万133円である。なお、本 件の被害額については全額回収済みである。蔵書点検を実施す ると、所在確認できない図書が一定数出てくる。図書等が不明
		状態となる原因は、本棚の隙間に落下するなどして発見できないケースや、点検作業時におけるスキャニングの不具合などのほか、盗難による被害ということも考えられるが、原因を特定することは困難なため、総じて不明資料として取り扱っている。この不明資料についての直近5年間の冊数と金額は、記載のとおりである。損傷の状況については、損傷が確認された場合、修復可能なものは修理し、その後も使用するが、閲覧や貸し出
		しができない程の損傷を受けた図書は、やむを得ず図書館の所蔵リストから削除する処理を行っている。過去5年間に、損傷により所蔵リストから削除された図書の件数と金額は記載のとおりである。 3点目、「盗難、損傷が発覚した場合の対応」についてである。
		盗難が発覚した場合については、図書館の開館中に資料の持ち去りを発見した場合は、十分に安全を確保し、複数の職員で声掛けをするなどの対応をとり、警察に通報し、被害届を提出することになる。また、閉館中に侵入などにより被害が発生した

会議事件名	てん末
	場合は、発覚し次第、警察当局に被害届を提出するものと認識
	している。損傷が発覚した際の対応については、職員等が資料
	の損傷を確認し、損傷の原因者が特定できる場合は、原因者に
	当該図書と同一の図書をもって弁償していただくことになる。
	しかし、何らかの理由により同一の図書が調達できない場合は、
	現金で弁償していただくといった対応も行っている。一方、原
	因者が不明である場合、又は、経年劣化による損傷の場合は、
	蔵書リストから削除する処理を行っている。
	「市議会に報告があった蔵書の窃取事件後の蔵書管理」につ
	いてである。当該事件以前は、防犯カメラによる監視、定期的
	な巡回のほか、紛失の可能性の高い雑誌等については、カウン
	ター内で保管するといった対策を行っていた。当該事件以降、
	改めて蔵書管理についての強化策を検討し、事件以前からの対
	策は継続した上で、新刊等を中心に図書上部への蔵書印の押印、
	防犯カメラが設置されていることの周知強化、施設内外の見回
	り回数の増加などの対策を講じている。これにより、これまで、
	毎年 100 冊から 200 冊台で推移していた不明図書数が、令和 3
	年度に62冊。令和4年度に43冊と着実に減少しており、新た
	に対策を講じたことで、相応の効果が表れているものと認識し
	ていると答弁した。
	「産業文化ホール共用駐車場の照明」についてである。産業

「産業文化ホール共用駐車場の照明」についてである。産業文化ホールと共用の砂利敷き駐車場については、須影方面への抜け道となっている市道8002号線沿いの敷地内に、水銀灯の照明が2基設置されている。当該駐車場の照明についての意見として、市が把握しているのは、昨年、照明が1基球切れにより不点灯の期間に「駐車場が暗い」という意見があったが、それ以外に駐車場の照明についての意見はない。

市としては、限られた財源の中、まずは施設に係る改修等について優先的に取り組んでいくことが重要との認識から、現時点において駐車場における照明増設等、ハード面での対応は難しいものと考えている。夜間御利用の皆様には、お帰りの際は足元に御注意いただくよう呼びかけるなど、注意喚起を図りますと答弁した。

会議事件名		てん末
	教育長	報告事項2について、教育総務課長から説明を求めた。
報告事項2 羽生市教育委員会後 援名義の承認等の状 況について(令和5年 1月~令和5年6月分)	教育総務課長	後援名義の使用及び教育長賞の交付の状況は、後援名義が申請 27 件のうち、承認 26 件、不承認 1 件であった。共催名義、協賛名義、推薦名義の使用はなかった。後援名義の不承認は、「地域応援企画 キッズマネースクール」が不承認となったもので、申請者が市外の団体であった。市外の団体に対する承認基準は、市内における活動実績があり、スポーツ芸術文化等の振興に寄与すると考えられる事業を実施するものとなっており、本件申請者は市内における活動実績がないため、不承認となったものである。
	教育長	報告事項3及び4について、学校給食センター所長から説明 を求めた。
報告事項3 臨時代理の報告につ て 羽生市学校給食 センター設置及び管 理条例施行規則の一 部を改正する規則に ついて	学校給食センター所長	羽生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、羽生市学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、臨時代理にて処理したので、同条第2項の規定により報告するものである。 羽生市学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を令和5年9月分からの給食費無償化に備え改正し、公布の日から施行する。
報告事項4 学校給食「羽生のム ジナモ献立」の提供 について	学校給食センター所長	羽生市には国内唯一となったムジナモ自生地がある。そのムジナモを日本で初めて発見し命名したのが、NHK連続テレビ小説「らんまん」の主人公のモデルとなった牧野富太郎博士である。今回、牧野博士にちなみ、「ム・ジ・ナ・モ」を頭文字に取り入れた給食を令和5年7月5日に提供した。献立の内容は、むぎごはん、じゅんさいのスープ、夏野菜の酢豚、ももゼリー、日本でムジナモを初めて発見!牧野富太郎博士味付け海苔、牛乳である。栄養教諭により、「夏の旬の野菜と栄養バランス」について、食育指導を行った。児童生徒や保護者への周知は、献立

会議事件名		てん末
		表に記載し、全小・中学校において「給食ひとくちメモ」により校内放送を行った。日本でムジナモを初めて発見!牧野富太郎博士味付け海苔のパッケージのデザインは、生涯学習課文化財保護係の職員が行った。
	教育長	報告事項5及び6について、生涯学習課長から説明を求めた。
報告事項5 令和5年度PTA活動研 究委嘱について	生涯学習課長	令和 5 年度の PTA 活動研究事業については、三田ヶ谷小学校 PTA に委嘱し、家庭家族の持つ教育力の向上に視点を置いた活動 の研究と実践に取り組んでいただくものである。また、その成果については、令和 6 年度羽生市 PTA 連合会総会において報告していただく予定である。なお、三田ヶ谷小学校 PTA に対し、研究奨励費として 5 万 6,000 円を支給する。
報告事項6 羽生市公民館の臨時 休館について	生涯学習課長	羽生市公民館管理規則第2条第2項の規定に基づき、羽生市公民館について、8月13日日曜日及び14日月曜日の2日間を臨時休館とする。お盆期間にかけた開館状況は記載のとおりである。
	教育長	報告事項7から9について、スポーツ振興課長から説明を求めた。
報告事項7 トップアスリート育 成事業 (バスケット ボール教室) の開催 について	スポーツ振興課長	この事業は、参加者が直接優秀な指導者に触れることで、市のバスケットボールの能力向上と未来のトップアスリートの輩出を目指すとともに、さらなるバスケットボールの普及・振興を図るために開催するものである。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度は中止で、今年度が4年ぶりの開催である。主催は羽生市、羽生市教育委員会で、羽生市体育協会、羽生市スポーツ少年団本部が協力である。なお、今年度より羽生市体育館等指定管理者への委託事業として実施し、開催日は、8月20日日曜日、会場は羽生市体育館である。

会議事件名		てん末
却生 東頂 8	スポーツ垢爾狸長	Bリーグに属し、羽生市と地域連携協定を締結しているさいたま ブロンコスの選手 2 名で、市内小学生スポーツ少年団ミニバス 部会の団員、指導者を中心に指導する。なお、広報はにゅう 8 月号に掲載し、募集周知を行う。
報告事項8 2023はにゅうスポ・レクフェスタ (第1回)の開催について	スポーツ振興課長	2023 はにゅうスポ・レクフェスタは、市民体育祭に代わる新たなスポーツ・レクリエーションイベントとして、今年度、初開催となる。市民の誰もが気軽に参加でき楽しめる体験型スポーツ・レクリエーションイベントで、スポーツ・レクリエーションを始めるきっかけ作りとして、スポーツ人口の増加、市民の健康体力の保持増進につなげるとともに、ユニバーサルスポーツなどを通して、多様性の理解を深めるものである。さらには、スポーツ・レクリエーション団体の活動を市民に周知する機会とし、団体活動の活性化を推進する。主催は羽生市、羽生市教育委員会で、主管としてスポーツ・レクリエーション団体や市関係部署等により実行委員会を組織して実施する。組織は、会長を河田市長、副会長を秋本教育長とし、以下のメンバーは記載のとおりである。期日は、市民体育祭と同様に、毎年10月第3日曜日とし、本年度は10月15日に羽生市体育館、中央公園を会場に開催する。午前9時からオープニングセレニーを開催し、陸上競技で元オリンピック選手の千葉真子氏の講演を行う。10時15分に各体験ブースがスタートし、13時30分終了予定である。内容は大きく4項目で、1つ目は、千葉真子氏によるトップアスリートの講演、教室。2つ目は、スポーツ・レクリエーションの体験。3つ目は、各種健康測定ブース。4つ目は、様々なお楽しみイベントを予定している。参加団体は、体育協会9団体、スポーツ少年団4団体、レクリエーション協会3団体のほか、市関係部署・団体、その他は、記載のとおりである。9月広報に掲載し、10月にリーフレットとスタンプラリーの用紙を全戸配布するなど、皆様に楽しんでいただける内容を検討し、より多
報告事項9 全国フロアカーリン	スポーツ振興課長	くの市民に参加してもらえるよう周知を図る。 本市で普及しているフロアカーリングを全国大会として開催 することで、羽生市を県内外に発信し、同時にフロアカーリン

会議事件名		てん末
グ大会in羽生の結果 について		グの更なる普及を図るものである。大会期日は7月2日日曜日で、こちらも4年ぶりの開催となった。当日の参加者は99チーム、368名で、スポーツ推進委員29名が運営に携わった。 1位グループから6位グループまで、各所で熱戦が繰り広げられ、各グループの順位は記載のとおりである。4年ぶりの開催に、市内49チーム、市外50チームが参加し、盛り上がる大会となった。競技方法を変更し、申し込んだ全チームが参加できるようにしたことで、参加者からも好評であった。今後も羽生市のPRとフロアカーリングの普及に努めていく。
	教育長	その他の報告を求めた。
報告事項10 その他	柿沼委員	7月19日、20日、21日の3日間で、全国市町村教育委員会連合会の令和6年度の要望書を、関係機関に提出した。19日は、永岡文部科学大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、文部科学審議官、秘書官、参事官、室伏スポーツ庁長官をはじめ62名に要望書を渡した。文部科学省では、3チームに別れて提出した。2日目は、衆議院議員文部科学委員会40名。参議院議員文教科学委員会21名に要望書を提出した。3日目は、総務省で松本大臣をはじめ副大臣、政務官が6名、財務省で鈴木大臣をはじめ、副大臣、政務官合計5名。関係各所に要望書を提出した。 19日が担当で、全国の会長と事務局の方たちと別れて提出した。文化庁が、京都になってしまい、文化庁長官はじめ3名の方に渡せなかったのが、今後の課題である。
	教育長	報告事項に関し、質問・意見を求めた。
	柿沼委員	教育環境の整備について、4月14日に学校訪問で新郷第二小学校に行き、2年生のクラスで体育の授業を見学した。子どもたちは楽しそうにやっていた。男子9名、女子3名だった。女子

会議事件名		てん末
		3名が、ずっと仲良くやっていければ良いが、3名だと逃げ場がないときがある。どのように対応したら良いのかと思うと同時に、環境がやはり3名だと良くない。例えば、いじめはあってはいけないが、もしいじめのような行為があって、それが高学年まで6年間続くということになると、その子の一生が変わってしまうように感じる。見ていても、かわいそうだなというのは非常に感じた。 丑久保議員も自治会からの要望があったと思うが、子どもたちの未来を想像した場合に、子どもたちにたくさんの友だちとの間で学ばせる環境、適正規模・適正配置ということがやはり大事である。このような仕組みを作ってあげないと、学力も大恵される。
	教育総務課長	事かもしれないが、基本方針をしっかりやることが大事である。 西中学校区、南中学校区の再編成については、ゼロベースで 検討する。現在、2回会議が開催され、地域の方など、それぞれ が思っているところを発言し、意見を集約しながら、令和6年 度末までに新たな方針を出すことになっている。 再編成ついての基本方針は、1つ目は、クラス替えができる1 学年2クラス以上。2つ目が、小中一貫校。3つ目が、学校施設 の集約である。3つの柱で、現在方針が進めているところである。 委員からの指摘どおり、クラス替えができるということは、子 どもたちにもメリットがある。引き続き、審議会の内容につい ては報告する。
	教育長	小学校の小規模校のある学年は、女子だけのクラスがあるのが実態である。やはり子どもたちに望ましい、複数のクラスの維持、クラス替えや自分のモチベーションについて、そのままの環境が9年間続くのは避けてあげるのが私たちの仕事である。
	平野委員	1つは、図書館の蔵書のいろいろな損失に対し、実際に対策はできているのか。啓発はあったのか。何かあった場合の対応は、どうなのか。 2つ目は、いじめについて、件数が出ているが、解消済みとなっていないものも、その後解消したものもあるのか。解消しなかった、継続されている件数はどうか。前に比べてどうか。

会議事件名		てん末
	図書館長兼郷土資料館長	窃盗事件については、令和2年2月にあった。実際に犯人から図書代金相当額の支払いがあった。その後は、週刊誌等が不明になったものがあるが、見回り等強化して発生件数は減少している。
	学校教育課長	いじめの対象件数については、解消済みになっていないものが全て解消していないとは限らない。例えば、中学校卒業前にあったケースについては、解消というのは、一般的に解決後3か月が経過した場合、解消と捉えているが、3か月を待たずに卒業してしまったケースの追跡調査を実施していない。また、同じ年度内での解消を解消済みとすると、翌年に解消していたけれども学校からの報告がないケースについては、計上されていない。この5年間で解消していない件数が、近年増えたことはない。
	平野委員	難しい問題だが、いじめられた人と、その後しばらく経ってから、その当時どうだったのか、その後、そういったことがフィードバックされるような機会はあるのか。 我々は解決したと思っているが、非常に不満足等、そのようなこともある。県も含め、フィードバック、後から追跡するようことはあるのか。
	学校教育課長	各学校では、いじめについてのアンケート等を定期的に実施している。その中には、例えば過去に嫌なことがあったというような記述もある。そういったケースについては、学校で聞き取り調査やその後のアンケート等、話を聞きフィードバックをして対応している。
	平野委員	在学中ということではなく、もっと先になってから、例えば、成人になってからでも、ずっと思っていたとか、そういうことを言えるような機会や方法が何かあるのではないか。実際、難しいと思うが、国とか県も含めてもっと長いスパンでということが、今のところは無いのか。
	学校教育課長	なかなか卒業後というのは、我々の方では難しいが、例えば

会議事件名		てん末
		学校に子どもを通わせている保護者の中には、学校のスクールカウンセラーに子どもの相談に行って、実は私も子どもの頃に、こういうことがあったということをその時改めてスクールカウンセラーに相談する実例は聞いたことがある。学校に通っている子どもの保護者が、子どもの相談の傍らだが、このようなことがきっかけでスクールカウンセラーや心理相談室が周知されていくことがある。
	髙瀬委員	生活困窮者支援要保護、準要保護の認定は、どのように行うのか。
	教育総務課長	就学援助費の支給については、要保護者は生活保護の認定を受けている方、準要保護者は市税の減免を受けている方や世帯所得が生活保護基準の 1.5 倍以下である方を認定し、支給の対象としている。
	髙瀬委員	現在、準用保護の対象人数はどのくらいか。
	教育総務課長	約 450 人である。
	髙瀬委員	今年の10月に開催される「2023 はにゅうスポ・レクフェスタ」は、初開催で準備も大変だと思う。1回目が成功すれば、次に繋がるので、ぜひ成功させてほしい。 今まで、市民体育祭の組織には自治会が入っていたが、今回の組織には入らないのか。
	スポーツ振興課長	開催に当たり、各自治会への動員は行わない。各自治会には、 イベントの PR、周知、回覧等で協力いただく。
	駒澤委員	休日等におけるヘルメットの着用率が、小学校で約9割、中学校で約8割ということだが、どのように調査したのか。
	学校教育課長	議会の一般質問では、実際の着用率ではなく、教員から見た 感覚的な割合だったので、教員への聞き取りで意識調査を行っ た結果である。

会議事件名		てん末
	駒澤委員	感覚的には逆で、中学生も漏れなく着用しているよう見えた。
		着用が義務化に進んでいる段階で、ヘルメット着用ももちろん
		だが、交通ルールについてもより一層の徹底が必要である。例
		えば、横断歩道の渡り方でも、自転車で歩行者が青の時に渡っ
		ている。自転車から降りてれば当然、歩行者の扱いになるが、
		そういった部分がどこまで周知されているのか、その徹底が必
		要である。
		外国人の方が増え、今までのモラルやルール等、我々が当た
		り前に感じていたことが、当たり前ではない状況になりつつあ
		る。外国人の方への指導の徹底ももちろん必要だが、まずは小
		学校、中学校で教えられる範囲での交通ルールのより一層の徹
		底化、これを図っていただきたい。
		中学校を卒業し、例えば駅まで自転車で行く、近隣の高校ま
		で自転車で行くというようなケースが当然出てくる。そういっ
		た場合の交通ルールの基礎がどこまで養えているのか。保護者
		の教育に加えて、小学校、中学校単位での、より一層の交通ル
		ールの徹底を前面に強く押し出して、事故がないよう対策を取
		って欲しいというのが質問の主旨である。
	学校教育課長	ーー・ ヘルメット着用と合わせて交通ルールの指導についても、学
		校として行っている。交通安全教室でも行っているが、年に 1
		回外部指導者を呼んで細かなルールも教えている。それ以外に
		も、日々の啓発が非常に重要であり、交通安全週間等に合わせ、
		その周知をもとに校長会等で校長を通じて、自転車の乗り方、
		交通安全のルールについて、子どもたちにきちんと指導をする
		よう伝えている。今年度、大きな怪我はなかったが、中学生の
		交通事故があった。改めてそういった折にも、再度交通ルール
		の確認を、具体的な文書も添付しながら、学校に安全ルールの
		厳守ということで、注意啓発を図っている。
		外国の方へのルールの周知については、学校だけでは難しく
		連携して進めていきたい。
	駒澤委員	学校給食「羽生のムジナモ献立」について、こういった企画
		を様々展開するのは、すごく大変だと思う。こういった献立が
		出ると、子どもへのヒアリングでは、美味しかったか不味かっ

会議事件名		てん末
		たかで評価されることが多い。ただ、こういった部分は、食の 多様性というか、今まで食べたことのないようなものを食べた とか、エピソードになぞらえて食事をすることによって記憶に 残ることは、すごく大事なことである。 例えば、フィリピンの昔どおりの給食が出たときに、「全然食 べられないよ。」と言う子どもがいて、本当にすごく素直な気持 ちで、あちこちから声を聞いたということがあったが、このよ うな機会に触れることは大事である。美味いか不味いかは、個 人の感想であり、あまり気にすることはなく、どんどんこうい った積極的な攻める提案を今後も続けて欲しい。
	学校給食センター所長	学校に行くと、子どもたちの生の声が聴けて良かった。以前、 栄養士が工夫して日本縦断の食材を使った献立の時も、食べた ことがないが、美味しいという声があった。
	柿沼委員	西中学校で3つの部活動の募集を停止したとあるが、例えば 野球チームは3中学校合同でチームを組んでいる。野球チーム 以外で、合同でチームを組んでいる種目はあるのか。
	学校教育課長	現在、市内においては野球の他には、合同チームはない。合同チームになるための条件があり、条件が満たされていない場合は、大会への参加等もできない。
	柿沼委員	スポーツ振興課との連携を図るということだが、具体的にど のように進めていくのか。
	学校教育課長	地域移行については、現在各中学校長と話し合い、県の動向 も見ながら進めているところである。一番大きな課題となるの が指導者の問題、またそれに伴う費用の問題である。今後の検 討事項でも、特にこの指導者について、スポーツ振興課には多 様な人材の知識やつながりがあり、連携しながら進めいきたい と考えている。詳細は今年度の1月に出る県の指針を受けた上 で、本市としての方向性も詳細に進めていく。
	柿沼委員	外部指導者に対する補助金等が問題なってくるが、市では特

会議事件名		てん末
		別に予算を付けるということはあるか。
	学校教育課長	他市の動向を見ながら、必要な経費ということであれば、予 算化していく必要がある。今現在は、具体的に予算はない。
	柿沼委員	やはり、県からの答申を踏まえた上でということか。
	学校教育課長	県の答申を踏まえた上でということになる。
	教育長	報告事項については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	協議事項1について、教育総務課長から説明を求めた。
日程第3協議事項1 令和4年度(令和4年度)和5年度(令和4年度)の事業員会の事務会の事務でである。日本のでは、1000円のでは、	教育総務課長	別冊「令和5年度(令和4年度事業対象)羽生市教育委員会の事務事業に関する点検評価報告書(案)」についてである。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育委員会は、毎年、その事務の管理及び執行状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされている。 2 教育委員会の事務の点検及び評価方法の概要についてである。点検及び評価の対象は、羽生市教育委員会が令和4年度に取り組んだ全ての事務事業の実績である。令和4年度は、コロナ禍から学校活動、社会活動が徐々に回復しつつあったが、その中でも第1期羽生市教育振興基本計画の5つの施策の体系、「学校力」、「学力」、「豊かなこころと健やかな体」、「地域力」、「スポーツ」に基づき事務事業を実施し、各担当課において評価を行った。評価の内容は、3 点検及び評価の結果、以降に記載のとおりである。 この点検評価に対しては、学識経験者として、埼玉純真短期大学の藤田学長から意見をいただいている。内容は、4 学識経験者による意見書に記載のとおりである。

会議事件名		てん末
		藤田学長からは、第 2 期羽生市教育基本計画に基づく取組は計画どおり順調に進んだと同時に、それぞれ主な取組と執行状況において、点検評価も十分適切になされていると評価された。一方、急激な時代の変化に対応するため、羽生市の教育を将来まで見通した継続的なものとして考えていかなければならない。情報関係機器などの導入により、教育方法や内容、教師の在り方など変化が求められるといった指摘もあった。これらの意見を受けとめ、今後の事業活動に生かしていきたい。
	教育長	協議事項1について、質問・意見を求めた。
	柿沼委員	適正規模・適正配置について、「子どもの成長と発達を考えた時には、この学校再編成は、変化の激しい現在から未来を見据えた大胆さが必要なため、適正規模審議会が過去に固執せず、子どもの将来を見据えた会議となることを期待する。」という素晴らしい内容で、まさしくそのとおりである。
	駒澤委員	意見書を見ると、概ねお褒めの言葉が、すごく感じられる。 皆さんがこれを読んで、やはり実はこの辺がまだ改善が必要で ある。少し褒めすぎと、感じているところがあるかもしれない。 5つの施策の体系に対して、より一層補充、拡充しなければな らないと考えていることはあるか。
	教育総務課長	評価については、厳しい意見をお願いしているが、内容としては、お褒めの言葉が多いのは事実である。 コロナ禍が解消し、安心したことが大きい。国の補助金の有無やデジタル機器の導入、デジタル教科書等を考えている。今年度は、第3期教育振興基本計画の見直しの時期に当たり、その更新を踏まえて実施していく。
	駒澤委員	私が読むと、何もやらなくて良いという感想になるが、そういった問題点をしっかり捉えて取り組もうとする姿勢が見え、 非常に安心した。
	教育長	協議事項1については、よろしいか。

会議事件名		てん末
	教育長	異議なしの声あり 協議事項1は、承認された旨宣した。
	教育長	議案第35号について、教育総務課長から説明を求めた。
日程第4 議案第35号 羽生市教育振興基本 計画策定会議委員の 委嘱又は任命について	教育総務課長	羽生市教育振興基本計画策定会議要綱第3条の規定により、 名簿に記載のとおり、羽生市教育振興基本計画策定委員会委員 を委嘱し、又は任命することについて、議決を求めるものであ る。任期は、令和5年7月26日から計画案を教育委員会に提出 するまでである。 なお、委員について一般公募を実施したところ、令和5年5 月1日から6月2日までの間に応募がなかったので、公募委員 はいない。
	教育長	議案第35号について、質問・意見を求めた。
	髙瀬委員	浦和大学についての説明を求める。
	学校教育部長	さいたま市の浦和 IC の近くにある。学部は教育養成に特化している。
	教育長	以前、要望により講演したが、小学校の先生になる方が多い ようである。
	教育長	議案第35号については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	議案第35号は、可決された旨宣した。

会議事件名		てん末
	教育長	議案第36号について、教育総務課長から説明を求めた。
議案第36号 羽生市立学校適正規 模審議会委員の委嘱 について	教育総務課長	羽生市立学校適正規模審議会委員に欠員が生じたことから、 羽生市立学校適正規模審議会規程第4条の規定により、名簿に 記載のとおり、羽生市立学校適正規模審議会委員を委嘱するこ とについて、議決を求めるものである。なお、任期については、 前任者の残任期間である令和7年2月7日までである。
	教育長	議案第36号について、質問・意見を求めた。
	駒澤委員	新委員には、前向きな意見をいただけることに期待する。 例えば、特別支援学級に関わる保護者の方が、適正規模審議 会委員として委嘱をされた場合、その保護者から児童の環境に ついての情報が吸い上げられる。そういった機会があれば、よ り一層、適正規模適正配置を進めていく上で、間違いがない状 況が作れる。そのような取組が成されていれば良いが、まだそ ういった部分がしっかり補填されていないのなら、考慮して設 定し、情報として吸い上げていくことも必要である。
	学校教育課長	特別支援学級について、通常学級にも特別な支援を要する児童はいるので、特別な支援を必要とする児童等の意見については、今現在は各校の校長先生が丁寧に聞き取りを行い、意見を適正規模審議会に反映させている。 具体的な内容としては、現在、村君小学校が少人数特例校として、なかなか大人数の中では通えない子どもが、希望して村君小に通っているケースがある。しかし、適正規模で再編成になると、少人数の学校ではなくなり、このような子どもたちの行き場所、進路が無くなる。今後再編成された後の慣れた人間関係の中で進んでいくのか、それともあくまで少人数という刺激の少ない環境を望むのか。そもそも、こういった特例校は、今後見直していくのか。できるだけ多くの方の意見を聞きながら進めていきたいと考えている。
	教育長	議案第36号については、よろしいか。

会議事件名		てん末
		異議なしの声あり
	教育長	議案第36号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第37号について、生涯学習課長から説明を求めた。
議案第37号 羽生市文化芸術振興 審議会委員の委嘱に ついて	生涯学習課長	羽生市文化芸術振興審議会要綱第3条の規定により、名簿に記載のとおり、羽生市文化芸術振興審議会委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。委嘱する委員は10名で、任期は令和5年7月26日から令和7年7月25日までの2年間である。
	教育長	議案第37号について、質問・意見を求めた。
		特になし
	教育長	議案第 37 号については、よろしいか。
		異議なしの声あり
	教育長	議案第37号は、可決された旨宣した。
	教育長	議案第38号について、生涯学習課長から説明を求めた。
議案第38号 文化財保護審議会委 員の委嘱について	生涯学習課長	文化財保護審議委員に欠員が生じたことから、文化財保護審議委員等に関する規則第4条第1項の規定により、名簿に記載のとおり、文化財保護審議委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。任期は、前任者の残任期間である令和7年3月31日までである。

会議事件名		てん末					
	教育長	議案第38号について、質問・意見を求めた。					
		特になし					
	教育長	議案第38号については、よろしいか。					
		異議なしの声あり					
	教育長	議案第38号は、可決された旨宣した。					
	教育長	議案第39号については、会議を非公開とする。					
議案第39号 令和6年度使用小学 校教科用図書採択に ついて		(会議非公開 可決)					
	教育長	これより、会議を公開する。					
	教育長	次回教育委員会日程について、事務局より説明の旨。					
	教育総務課長	8月定例教育委員会は、8月9日 午後1時30分より、図書館2階視聴覚室にて開催する。					
閉会	教育長	閉会を宣した。					

会議事件名			て	h	末	
	教育	長				
	<u>委</u>	員				
	*	吕				
	<u>委</u>	<u>貝</u>				
	<u>書</u>	記				